

平成 26 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 昭 和 産 業 株 式 会 社 代表 報 代表取締役社長 岡 田 茂 (コード番号2004 東証第1部) 問合せ先 執行役員総務部長 大 柳 奨 (TEL:03-3257-2182)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 13 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 27 日に開催予定の当社第 113 回定時株主総会に、下記のとおり、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社外取締役および社外監査役が期待された役割を十分に発揮できるようにするとともに、 今後も適切な人材を広く招聘することができるよう、会社法第 427 条第1項の規定に基づ き、定款に、変更案第 29 条および変更案第 38 条の規定を新設するものであります。

また、これに伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

なお、規定を新設する議案の提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 27 日 定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 27 日

以上

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(新設)	<u>第29条</u> <u>当会社は、会社法第427条第1</u>
	項の規定により、社外取締役との
	間に、同法第 423 条第1項に規定
	する社外取締役の損害賠償責任を
	限定する契約を締結することがで
	きる。ただし、当該契約に基づく
	責任の限度額は、法令が規定する
	<u>額とする。</u>
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
第 <u>29</u> 条~第 <u>36</u> 条 (条文省略)	第 30条~第 37条 (現行どおり)
(新設)	第 38 条 当会社は、会社法第 427 条第 1
	項の規定により、社外監査役との
	間に、同法第 423 条第 1 項に規定
	する社外監査役の損害賠償責任を
	限定する契約を締結することがで
	きる。ただし、当該契約に基づく
	責任の限度額は、法令が規定する
第 37 条~第 45 条 (条文省略)	第 39 条~第 47 条 (現行どおり)